

福岡県下一斉徴収強化月間です！

11月と12月は、地方税の徴収率アップと滞納の解消を強化！



↑ タイヤロックの現場

個 人住民税をはじめとする地方税の徴収率向上と滞納の縮減を図るため、福岡県および県内自治体が連携して11・12月を「県下一斉徴収強化月間」とし、広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押えやタイヤロック、捜索による滞納処分強化等を行い、より一層徴収対策に取り組めます。皆様から納めていただく税金は、私たちの暮らしを支える貴重な財源。税金が無ければ、「ごみ収集ができない」「道路が整備されない」「公共施設の利用料金が値上がりする」等、十分な行政サービスが行えなくなります。

納期限を1日でも過ぎれば滞納です

納期限を過ぎても納税されていない税金はありませんか？



口座振替をご利用ください

便利で安心な口座振替

▶ 町税の納付方法は「口座振替」が選択できます。口座振替にすると、納付期限月の25日(振替日が休日の場合は翌営業日)に口座から引き落とされます。“ついうっかり”を防ぐ便利で安心な口座振替をぜひご利用ください。

税金の滞納は放置しないで

コロナ禍で納税が困難になった場合は相談を

▶ 地方税法の規定では、税金は借金よりも優先して納付しなければなりません。滞納者には督促状や催告書を送付し納付催告を行っていますが、納付に応じない場合には、法律に基づき財産の差押えなどの強制執行を行うことになります。

コロナ禍で困難な生活を強いられている状況でも、ほとんどの皆さんに納付していただいています。病気や失業などやむを得ない理由により納税が困難となった場合などは、分納計画を立て、完納できるよう相談に応じます。滞納が増える前に早めに相談にお越しください。

【滞納処分の流れ】

滞納 → 督促・催告 → 財産調査 → 捜索・差押え → 公売・強制取立 → 完納・停止

☎ 役場 税務住民課 収納対策係 ☎ 22-7761

納付書の「期限」表示について

「納付期限」と「コンビニ使用期限」にご注意を

▶ 納付書には「納付期限」と「コンビニ使用期限」の記載があり、「コンビニ使用期限」内であれば、コンビニエンスストアやスマートフォンなどでの納付が可能。ただし、税は「納付期限」までに納付しないと滞納扱いになるため、ご注意ください。

建物を新築・増築・取壊したとき

必ずお知らせください

▶ 建物がなくても課税されたり、正しい固定資産税の金額が算定されない場合もありますので

① 建物の全部または一部を取り壊したとき
② 建物を新築・増築したとき

の際は、役場税務住民課にご連絡ください。
※ 新築・増築・滅失登記の手続をした場合は連絡不要です。
※ 建物は新築後1ヶ月以内に表題登記することが法律で定められており、登記していない建物の所有者は登記手続きをご確認ください。

筑豊地区合同公売会 in 田川

新型コロナウイルス感染対策で中止します

▶ 県税事務所や筑豊地区の市町村が、税の滞納を解消するために差し押さえた財産を出品する「合同公売会」を毎年開催していましたが、昨年引き続き開催を見送ることに決定しました。皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

家族や大切な人と

人生会議

してみませんか

☎ 高齢障がい福祉課 高齢者福祉係 ☎ 22-7762

もしもの時のために、自分が望む医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有することを「ACP(アドバンス・ケア・プランニング)『人生会議』』といいます。

“人生会議”って、こんなこと！

● もし病気になったら…まずは考えてみましょう。

- 例
- ・ 家族やヘルパーなどのサポートを受けながら、できるだけ住み慣れた自宅で生活したい。
 - ・ 病院や施設で療養したい。
 - ・ 可能な限り命を維持したい。
 - ・ 延命につながる処置は避けたい。

● 考えた内容を話し合い、共有しましょう。

「在宅療養」(住み慣れた自宅や施設で適切な医療や看護、介護を受けながら療養生活を送ること)を選択肢の1つに!



“人生会議”は「自分らしい人生」を送るための準備です

命の危険が迫った状態になった時、約70%の人が医療やケア等を自分で決めたり望みを人に伝えたりすることが出来なくなると言われています。いくら親しい家族でも、本人でないと、本人が判断できない状態になつてから「どんな治療や最期を迎えたかったのか」「最後まで戦いたいのか、苦痛をとることを優先させたいのか」、そうした判断するのは難しく(辛い)ことです。

人生会議(ACP)は、前向きにこれからの生き方を考えること。「自分らしい人生」を送るためにも、元気な時から準備しておくことが大切です。

